

東西南北

19日集会 27人参加
一宮市革新懇



9/19 一宮・集会の様子

9月19日、一宮駅東で19日集会を行いました。シュプレヒコール、歌、5人が安倍が憲法を改悪しようとしている事に対して批判をいたしました。

憲法9条守れの声をあげました。参加者は27名でした。

(柴田伸治)



8/24 岡崎・学習会

ご支援・ご協力お願いいたします!! 青年ネットAICHI 交流会青年派遣・活動支援カンパ

青年ネットAICHIでは、この間スタッフ会議を継続的に開催し、「選挙に行こう!~せやろがい式爆笑トーク」に取り組むなど、「ゆるく、たのしく、ためになる」と県内の青年をつなぐネットワークとして多彩な活動に取り組んでいます。10月19日~20日に兵庫開催の「地域・職場・青年革新懇全国交流集会」には10名を目標に青年参加を募っており、子ども連れでの参加を決めた青年など、現在5名の参加が決まっています。また「選挙に行こう!」企画に続く、学習会・懇談会の準備もすすめています。交流会への青年の参加保障と、安定的な青年ネット活動へのご支援・ご協力をお願いいたします。

郵便振替：00800-9-60481
革新・愛知の会 宛



6/18 青年ネット企画「選挙に行こう!」の様子

知らされず被ばくさせられ、今も被ばくは終わっていません。「被ばくさせた罪」を明らかにして「被ばくさせられない権利」を勝ち取りたいです。あります。

人権とはなにか

日本では、被災者・避難者を「かわいそうな人」と見て、支援してあげるんだからありがたく頂きなさいという風潮がある。たとえばどんなに古い家でも「無いよりまし」で住ませる。人間らしく過ごすために必要な衣食住を求めることは海外で

避難者が加害者に

一方で、今年9月に群馬の原発裁判で、司法の場で国が避難者を加害者扱いする事態がおきました。国側は避難者が「福島島の住人の心情を害している」「我が国の国土に対する不当な評価している」と主張したのです。明らかに権利を侵害さ

は当たり前だし、それが人権意識だと知った。自分たちの権利を守るために、ものを言う避難者は干される傾向がずっとあります。これまでもそういう事を言う人はいました。福島に残っている人のことを配慮して被ばくについて発言を控えるべき、と言うのです。でもそこに国がお墨付きを与えてしまうようでは、今後どういふことになるのか、先日、東京地裁で東電

みんなで怒ろう!

先日、東京地裁で東電

経営者の無罪判決が出ました。私は率直に怒れないです。なぜなら三権分立はすでに危機的状況だと思っているからです。この間、原発関係の裁判でまっとうな判断がされていません。東電役員に最高裁判事が天下り、人事権は国が握っているからです。政治と同様に、司法も私たちの手に取り戻さなければいけないと思います。

私の思いは憲法なんだ

裁判に関わる中で気づいたことがあります。私

「被ばくさせられない権利」を勝ち取りたいです。あります。これまでもそういう事を言う人はいました。福島に残っている人のことを配慮して被ばくについて発言を控えるべき、と言うのです。でもそこに国がお墨付きを与えてしまうようでは、今後どういふことになるのか、先日、東京地裁で東電

経営者の無罪判決が出ました。私は率直に怒れないです。なぜなら三権分立はすでに危機的状況だと思っているからです。この間、原発関係の裁判でまっとうな判断がされていません。東電役員に最高裁判事が天下り、人事権は国が握っているからです。政治と同様に、司法も私たちの手に取り戻さなければいけないと思います。実はそういう思いもあつて安部訴訟の原告になりました。裁判を一部の特

は誰しも「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と書いてあります。それは憲法前文には、私たちが誰しも「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と書いてあります。それは憲法前文には、私たちが

第9回代表世話人会 (9/18) 報告

情勢懇談から

(1) 県内における市民と野党の共闘の前進——安倍政権の悪政によって共闘の条件は進んでいる。安倍政治を打倒することが立憲野党の共通認識となりつつある。市民・生活者のレベルから共闘の動きをつくることが大切。政策の一致だけでなく政権構想を練り上げることも。この動きを強めるために県下すべての行政区に革新懇の活動と結成が求められる。

(2) 圧倒的多数の人々の現実をつかむ——共闘の基盤・推進力は2012年末の安倍政権のひどさにある。①貧困・格差のひろがり(大企業の内部留保拡大)②米軍の軍事力だけでは守れない人々の暮らし(海水温上昇でかつてない台風の襲来)③現実への不満・鬱憤が右傾化を推し進め「無差別・理由なし」の殺人事件に④軍事拡大と反比例する社会保障の改悪等、これらが野党共闘のエネルギー。

(3) 消費税率が10月1日から引き上げ——人々の暮らしを直撃し、景気後退への不安をもたらす。消費税導入の30年を総括して、消費税を5%の値下げする大運動を!大企業・大金持ちへの累進課税率を高める。こうした運動が求められている

(4) トリエンナーレ再開へ——民主主義の基盤である表現の自由が殺されるか危機的状況にある。「表現の不自由展・その後」再開にむけて取り組みを強める。再開の仮処分申請がされ、当事者・実行委員会・市民の運動が次々に展開されている。官邸・河村市長など日本会議による表現活動の制圧、歴史修正主義の横行を許すことは、民主主義の死滅につながる。抗議・応援、集会など運動が求められる。

今後の取り組み

(1) 安倍改憲阻止への構想——内閣改造・党役員改選で安倍首相は何が何でも改憲をめざしている。「憲法を変えるより、暮らし、政治に憲法を生かせ」——9条改憲だけでなく、暮らしを前進させ、嘘とごまかしの政治に代えて民意が国政に貫徹する政治を求める。

(2) 「表現の不自由展・その後」の再開を求める運動——集会・芸文センター前スタンディング、抗議・応援ハガキの集中など、展示の中止はテロへの屈服になる。ウソで表現の自由を圧殺させてはならない。

(3) 革新懇運動の前進と強化——◎全国革新懇(神戸)~40名の参加◎埼玉革新懇との交流・学習ツアー(11/15)◎参院選新潟選挙区での勝利に学ぶ集会(10/18)

次回 代表世話人会
10月17日(木) 14時~16時半

憲法の対決の場は 草の根のたたかい

革新・岡崎の会

革新・岡崎の会は名古屋第一法律事務所、福井悦子弁護士を講師に、8月24日、学習会を行いました。

福井弁護士は「安倍は野党分断を図っている。それに対しては、草の根のたたかい・市民運動をどう活性化させるかがカギとなる。自公が3分の2を取っていた時にも改憲発議させなかったのは、9

話されました。(革新・岡崎の会ニュースより抜粋) 市民と野党の懇談会 緑平民懇も関わる「戦争法許さない緑区の会」は8月24日「市民と野党の懇談会」を岩の上教会で開催。立憲民主党衆議院議員の近藤昭一さんと日本共産党衆議院議員の

もとむら伸子さんが出席。参加者から出された質問に、忌憚ない懇談が続いた。参加者の一人は「市民と野党の共同、政党間の共闘が深化しているのを実感する。今後アベ政権を退陣に追い込むためにも、対立軸として政権構想は必要となる。期待している」と感想を寄せた。(緑平民懇ニュースより抜粋) トリエンナーレ 「表現の不自由展・その後」再開求めて あいちトリエンナーレで開催中だった「表現の不自由展・その後」が、表現の自由を侵害する政治介入とテロ・脅迫によって中止に追い込まれたことについて、県内革新懇でも行

動が続いています。

緑平民懇は独自に、河村名古屋市長あてに発言撤回を求める講義ハガキ、大村知事あてに再開要請ハガキを作成、普及しました。

革新・碧南の会は8月29日付で、「『表現の自由』の侵害は許されぬ!『表現の不自由展・その後』の再開を求めます」の声明文を発表しました。